

## 平成20年度求人開拓事業 契約相手方の概要及び契約内容

### 1 契約相手方の概要

#### (1) 北海道函館地域

##### ① 受託事業者

名称：株式会社シグマテック

代表者氏名：平澤 力

本社所在地：東京都品川区上大崎3-1-5 目黒駅東口ビル7F

##### ② 契約金額：16,758,000円（税込み）

##### ③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

平成19年度に求人開拓事業を同社のグループ会社が青森東青地域において受託した経験を活かし、エリア別担当者を設定し、コールセンターとの連携により事業所とのコンタクト件数を十分に確保する。また、事業所集積地域の求人開拓を優先的に行う等メリハリのある取組とする。

現場統括者1名、求人開拓員6名、事務及びコールセンタースタッフ1名を配置予定。特に求人開拓員には求人開拓関係業務の経験者を充てる予定。

#### (2) 青森東青地域

##### ① 受託事業者

名称：株式会社シグマテック

代表者氏名：平澤 力

本社所在地：東京都品川区上大崎3-1-5 目黒駅東口ビル7F

##### ② 契約金額：16,506,000円（税込み）

##### ③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

平成19年度の当該地域における求人開拓事業を同社のグループ会社が受託した経験を活かし、エリア別担当者を設定し、コールセンターとの連携により事業所とのコンタクト件数を十分に確保する。また、事業所集積地域の求人開拓を優先的に行う等メリハリのある取組とする。

現場統括者1名、求人開拓員6名、事務及びコールセンタースタッフ1名を配置予定。特に求人開拓員には求人開拓関係業務の経験者を充てる予定。

### 2 契約内容（上記(1)及び(2)共通）

#### (1) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

##### ① 委託事業の趣旨

甲（対象労働局総務部長。以下同じ。）は、乙（各受託事業者。以下同じ。）に対し、公共職業安定所の求職者の再就職に資する求人の量的確保を図るために実施する求人開拓事業を委託する。

② 委託事業の内容

この契約において乙が履行すべき業務内容は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条に基づき厚生労働大臣が策定する「求人開拓事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）及び乙が入札に際し提出した書類で明記されたものとする。

③ 開拓促進費

当該年度の開拓求人数及び開拓求人の充足数が以下の目標値を超える場合、超える分の求人充足数について、20人毎に3万円を乗じて得た額（以下「開拓促進費」という。）に100分の105を乗じた額を支給することができる。

|         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 北海道函館地域 | 開拓求人数    | 4,500人以上 |
|         | 開拓求人の充足数 | 1,700人以上 |
| 青森東青地域  | 開拓求人数    | 4,200人以上 |
|         | 開拓求人の充足数 | 1,500人以上 |

④ 委託費の減額措置

委託費について、当該年度の開拓求人の充足数が460人を下回る場合、下回る分の求人充足数について、20人毎に3万円を乗じて得た額に100分の105を乗じた額を減額するものとする。

(2) 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

この契約の期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(3) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

① 委託事業の開始、中止及び終了

乙は、契約期間の初日を委託事業の開始日とし、確実に委託事業を開始しなければならない。

乙は、やむを得ない事由により、委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

② 個人情報等の取扱い

乙は、個人情報及び法人である事業主に関する情報（公共職業安定所から提供されるものを含む。）を収集し、保管し、又は使用するにあたっては、委託事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報等を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、事業主の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

乙は、個人情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

③ 秘密の保持等

乙及びその役員、従業員等で、委託事業に従事している者又は従事していた者

は求人開拓事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

④ 事業従事者に係る取扱い

乙は、求人開拓事業に従事する者を労働保険及び社会保険に加入させなければならない。

⑤ 求人事業主に対する公正な取扱い

乙は、求人開拓事業の実施に当たって、求人事業主を合理的な理由なく区別してはならない。

乙は、求人開拓事業における求人事業主の取扱いについて、乙が行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

⑥ 金品等の授受の禁止

乙は、求人開拓事業において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

⑦ 受託事業者であることの明示

乙は、甲が交付する乙が求人開拓事業の受託者であることを明らかにする書面を、求人開拓事業を行う主たる事務所に掲げなければならない。

乙が、求人開拓を目的として、訪問、電話その他の方法により事業所と接触をする場合は、自らが〇〇労働局から事業の委託を受け、公共職業安定所において活用する求人を開拓するものであることを明らかにしなければならない。

⑧ 宣伝行為の禁止

乙が求人開拓事業を実施するに当たり使用する事業の名称は、「ハローワーク求人開拓事業（△△△受託〇〇労働局委託事業）」とすることとし、乙及び乙の事業に従事する者は、当該名称又はそれと誤認される名称を用い、求人開拓事業の業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること及び当該自ら行う業務が求人開拓事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

乙は、求人開拓事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑨ 自らの事業の同時実施の禁止

乙は、求人開拓事業の業務を目的として事業主その他の第三者と接触する際に、同時に他の事業に係る行為を行ってはならない。

⑩ 求人情報の活用の禁止

乙は、開拓した求人情報を、自らが行う事業に活用してはならない。

⑪ 記録

乙は、委託事業の実施状況に関する記録を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑫ 帳簿、書類等

乙は、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理すること等に

より、委託事業に要した経費を把握するとともに、これに関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑬ 権利の譲渡

乙は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑭ 開拓求人に関する取扱い

乙及びその従業員は、求人開拓事業の実施に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 開拓した求人の内容について、把握した重要な事実を隠し、把握した事実以外の内容を追加し、又は把握した事実以外の内容に変更してはならないこと。
- 二 求人開拓事業において、契約に基づく国の支払いを除き、求人事業主その他のいかなる者からも、料金、手数料、実費の類を一切徴収してはならないこと。

⑮ 権利義務の帰属

乙は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

乙は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

⑯ 再委託

乙は、やむを得ない事情により、あらかじめ企画書において記載した再委託以外に、委託事業の一部について再委託を行おうとする場合には、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他の運営管理の方法を明らかにした上で、甲の承認を得なければならない。

乙は、再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

⑰ 調査等

乙は、実施要項 1 (3) ④へ に定める活動状況について、委託事業開始日から起算して1ヶ月を経過するごとに、10日以内に、甲に報告しなければならない。

乙は、委託事業を終了し、又は中止したときは、終了又は中止の日から3ヶ月以内に、委託事業の実施状況を記載した事業報告書及び収支計算書並びに求人開拓事業の実施に要した経費に関する報告書を甲に提出しなければならない。

甲は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、求人開拓事業の状況に関し必要な報告を求め、又は事業所に立ち入り、求人開拓事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

甲は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、委託事業の実施状況を公表することができる。

⑱ 指示

甲は、乙による委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

⑱ 委託契約の解除

甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。この場合において、委託契約の解除は、将来に向かって効力を生じる。

一 偽りその他不正の行為により本事業を受託した場合

二 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件（実施要項3）を満たさなくなったとき

三 契約に従って求人開拓事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

四 三に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

五 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

六 法令又は契約に基づく指示に違反したとき

七 乙又はその職員その他の求人開拓事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、求人開拓事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

八 暴力団員を業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき

九 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑳ 契約解除時の取扱い

⑱に該当し、契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、当該解除の日までに求人開拓事業を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

この場合、乙は契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

甲は、乙が違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

㉑ 委託費の返還

乙は、委託費の過誤払いがあったときは、それを返還しなければならない。

㉒ 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議する。

(4) 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共

## サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

乙は、本契約を履行するに当たり乙、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、甲が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、乙は、甲の求償に応じなければならない。ただし、当該損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。